

## 交渉団体会派

## 1 交渉団体会派の要件

## (1) 本市の要件

交渉団体とは5人以上の所属議員を有する会派をいう。

【市会運営委員会申し合わせ・確認事項(S50.5.6)】

## (2) 政令市の人数要件

3人以上	6市	札幌、相模原、新潟、堺、広島、熊本
4人以上	4市	千葉、静岡、浜松、福岡
5人以上	10市	仙台、さいたま、川崎、名古屋、京都、 大阪、神戸、岡山、北九州、横浜

## 2 交渉団体会派を対象とした主な規定等

## (1) 議会運営委員会の委員

## ア 本市規定

委員は交渉団体会派から案分比率により選出

## イ 委員を交渉団体会派のみとしている政令市

19市《堺市以外 ※本市含む》

## (2) 会派代表者会議の構成員

## ア 本市規定

正副議長・各会派（交渉団体）の団長

## イ 構成員(正副議長除く)を交渉団体会派のみとしている政令市

12市《札幌、千葉、川崎、相模原、名古屋、京都、大阪、神戸、北九州、  
福岡、熊本、横浜》

## (3) 広報会議の構成員

## ア 本市規定

交渉会派から選出された各1人の議員をもって構成

## イ 構成員を交渉団体会派のみとしている政令市

9市《仙台、千葉、相模原、新潟、名古屋、大阪、広島、北九州、横浜》

## (4) 本会議における交渉会派のみを対象とした質疑・質問

## ア 本市

予算代表質疑

## イ 交渉会派のみが対象の質疑・質問を実施している政令市

10市《仙台、さいたま、千葉、川崎、静岡、浜松、名古屋、大阪、  
北九州、横浜》